

令和4年第2回見附市教育委員会定例会 議事録

○招集日時 令和4年3月25日（金）14時00分

○招集場所 見附市役所 402会議室

○会議に付した議件

議第14号 専決処分について（教職員人事の内申について）

議第15号 専決処分について（職員人事の内申について）

議第16号 公民館長の任命について

議第17号 見附市公民館運営審議会委員の委嘱について

議第18号 見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について

議第19号 見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第20号 見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の制定について

議第21号 見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第22号 見附市私立保育園障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第23号 見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第24号 見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第25号 見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

議第26号 見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正

する要綱の制定について

議第27号 こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領
の制定について

議第28号 見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の
制定について

○出席者（5名）

教 育 長	渡 邊 茂 夫
委 員	小 林 弘 武
委 員	小 倉 美 砂 子
委 員	齋 藤 義 章
委 員	齋 木 可 奈 子

○事務局出席者

教育部長兼教育総務課長	森 澤 亜 土
学校教育課長	糀 谷 正 夫
こども課長	伴 内 正 美
まちづくり課長	大 野 務
教育総務課長補佐	湊 屋 一 樹
学校教育課長補佐	関 拓 也
こども課長補佐	高 藤 英 紀
教育総務課係長	山 谷 一 憲

14時00分開会

教 育 長

只今より、令和4年第2回見附市教育委員会定例会を開会いたします。

それでは、これより本日の会議を開きます。

現在の出席者5人全員でございます。

教 育 長

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により齋木委員を指名します。

教 育 長

日程第2 報告事項、報告1「3月市議会定例会一般質問について」教育部長より報告願います。

教育部長兼教育総務課長

3月市議会定例会一般質問についてを説明いたします。

今回の一般質問の通告では、教育委員会関連で五十嵐議員、樺沢議員、佐々木議員、渡辺議員、関議員、大坪議員の6名の議員から質問がありました。その概要について報告いたします。

まず、五十嵐議員からは「新型コロナウイルスの感染が広がるなか、市内の保育園や小中学校でどのような感染症対策を行っているのか」という質問がありました。

保育園においては、日々、手洗い・手指消毒・こまめな消毒作業や室内換気などの基本的な感染対策の徹底に取り組んでいること。しかし、園児と保育士、園児同士の触れ合いがどうしても避けられない環境であることからエッセンシャルワーカーである保育士として危機感をもち、勤務時間外においても感染予防対策に取り組んでおり、保育環境の中へウイルスを持ち込ませないよう園児の健康観察に細心の注意を払っていることを説明いたしました。

小中学校における感染症対策については、国が示す感染症に関する衛生マニュアルを遵守し県の指導のもと、自宅での検温と健康観察、手指消毒、マスクの着用、三密の回避や体調が悪い場合は登校しないといった「基本的な感染症対策」を徹底していること。また、校内の消毒作業については、消毒清掃員を各校に配置し共用部の消毒に当たっていること。教室については、各校の教職員が毎日実施していることを説明いたしました。

現在、国は、感染症対策を講じつつも学びを止めないで教育活動を継続する方針を打ち出していることから、児童・生徒や教職員に感染者が出た場合は、状況に応じて臨時休業等の処置を講じ、感染拡大の防止に努めていることを答弁いたしました。

次に、樺沢議員から、『第3次見附市公立保育園民営化等実施計画』に地域保育園2園の閉園等が盛り込まれたが、関係者や保護者はどのようなことを懸念しているのか』を問う質問がなされました。

本計画では、少子化により子どもの数の減少が予想されていること。一方で令和4年度以降に私立保育園・認定こども園の建替および新規保育園の開設が予定されていることから市全体の保育供給量の調整が必要であることを説明しています。その対応策の一つとして、施設の老朽化の著しい「反田保育園」と学区内に多くの競合園があり園児数の減少が続いている「坂井保育園」の2園を、令和5年度末に閉園する予定であることを説明いたしました。

また、2園の職員には、令和3年12月に指定管理者を通じて説明し、保護者に対しては令和4年1月に閉園に至る経緯や今後の対応についてを説明いたしました。保護者からの反応としては、「在園児が卒園するまで閉園を伸ばせないか」や「すぐにでも子どもを転園させたい」等のご意見を頂きました。保育環境が変わることや転園先について不安に感じられていることを理解し、丁寧に説明していくよ

う対応していくことを答弁いたしました。

次に、佐々木議員から『子育て』をテーマとした第1回ふれあい懇談会で、稲田市長は何が重要だと感じられたか」問う質問に対しては、市長自ら「子育てするなら見附」と思ってもらえるよう様々な取り組みを進めて来たが、まだ課題があることを実感したとの答弁がありました。

転入された子育て世代の保護者からは、市から発信される子育て情報が不足していることや情報媒体のミスマッチ、コロナ禍における出産・育児の仲間づくりの難しさなどをご指摘いただいたこと。また、気軽に相談できる窓口体制づくりや子どもの年齢に応じた情報の提供のほか、求める市民へ必要な情報がしっかり届く「プッシュ型配信」の活用など、情報発信の在り方を市の広報戦略の中で検討していきたい旨を答弁されていました。

次に、「放課後児童クラブの実施主体である見附市は、運営団体の立ち上げアプローチをどのようにしているのか、また指導員の発掘・育成をどうしているのか」という質問がありました。

放課後児童クラブは、現在8小学校区に11箇所あり、運営母体としては、社会福祉法人が4箇所、保護者会が3箇所、地域コミュニティが4箇所となっていること。立上げについては、市が保護者のニーズに応えるため団体にアプローチを行う場合と、団体自らが社会貢献の一環として市へ設立の相談を持ち掛ける場合があること。また、それぞれのクラブが特色のある運営を行っていることを説明いたしました。

指導員の発掘については、基本的には委託している運営母体に一任していること。また、市は、新規クラブ開設の場合に広報掲載や募集チラシの掲示、学校補助員等への声掛けなどの人材発掘を行っていることを説明しました。

支援員の研修等については、県主催の研修会をはじめ、市主催で各クラブ同士の

情報交換会を実施していることも説明したところであります。

次に、渡辺議員から「市長と教育長に対して『子どもの貧困』についての見解」を求められました。

令和3年12月に初めて国から「子どもの生活状況に関する調査」が公表され、「貧困」の状況にある子どもの家庭が全体の12.9%であり、8世帯中1世帯が「貧困状況」にあること。また、「母子世帯」の約半数は現在の暮らしが苦しいとされていることが明らかにされました。これらを踏まえ、「子どもの貧困」は身近な問題であり、子どもの学習や生活状況、進学や将来展望に大きく影響を及ぼすものであると認識していることを説明いたしました。また、「子どもの貧困」は社会全体の問題であり、全ての子どもが一定の教育を受けられるよう行政だけでなく、地域や様々な関係者と連携し当事者に寄添い、支えて行きたい旨の答弁をいたしました。

次に「文科省の協力者会議において『新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方』について最終報告が出される予定ですが、教育委員会と首長の横断的な連携をどのように進めるのか」という質問がありました。

最終報告が示す方向性、すなわち学校施設の長寿命化改修への転換を図っても多額な費用を要すことから、防災その他施設との共用化・複合化や、省エネルギー化・施設管理の効率化などに対応する改修が必要であることを、教育委員会内の連携に留まらず、首長部局の様々な部署との緊密な連携が必要であることについては以前より認識しており、また、市長と教育委員会が重要施策を話し合う「総合教育会議」を毎年実施していることや、総合計画や環境基本計画等の策定や事業実施に際しても必要に応じてプロジェクトチームを構成し、関係部局と横断的に連携を図っていることを説明いたしました。

次に、関議員から「コロナ禍における教育活動の継続と臨時休業との判断基準」

を問う質問がありました。

現在国は、感染対策を講じつつも学校の教育活動を継続する方針を打ち出していること。その上で「臨時休業を実施する判断」は、児童生徒や教職員に陽性者が出ていること。濃厚接触者の特定に時間を要し、かつ濃厚接触者が複数名出る見込みがあること。自宅待機中の児童生徒の体調が優れないこと等の情報を学校が集約し、市と協議のうえで総合的に判断していることを説明いたしました。

次に「市内の小・中・特別支援学校、保育園等の臨時休業の実情」を問う質問については、令和3年4月から令和4年2月末までの間に臨時休業した学校は6校で、回数は合計10回であったこと。また、休業期間については、陽性者の数や濃厚接触者の状況、自宅待機者の体調等により1日から3日間程度の休業措置をとっていることを答弁しました。

また、公立保育園については、全面休園した園は3園で5回あり、一部休園は2回となっていることを説明しました。休園期間は1日から6日間となっており、保育現場の実情として低年齢児のマスク着用や職員と園児、園児同士でのソーシャルディスタンスを保つことの難しさから感染者が発生した場合は、濃厚接触者を広く特定する必要があり、状況により全面休園か部分休園かを判断していることを答弁いたしました。

次に「学校給食が休止された場合の食品ロスの対応について」の質問がありました。

「学校給食の休止」が決定した場合は、速やかに食数変更を行い、不要となる食材の納入をキャンセルしていること。またキャンセルが間に合わず、かつ日持ちしない食材に限り、給食費会計に影響が出ないように請求書を分け、食品ロスとならないよう職員に協力を呼びかけ購入してもらうよう努力していることを答弁いたしました。

最後に大坪議員から「見附市の教育の強みと課題、課題克服のために求められること」について質問がありました。

見附市の教育は、「共創郷育」の理念のもと「ふるさと見附を愛する子ども」「世に役立つことを喜びとする子ども」を育てることを目標に、学校・保護者・地域が総がかりで関わることで教育の質の向上を図っていること。「共創郷育」の考え方や体制が整っているところが見附市の強みであることを説明しました。

また、学校現場における教育の課題は、見附市に限らず多岐わたり、「確かな学力の向上」「不登校児童生徒の支援」「特別支援教育の推進」「ICT教育の充実」「保護者・家庭との協力」「教職員の働き方改革」など、どれも喫緊の課題であり、学校現場への支援を継続して課題解決に向けて取組んでいくことを説明いたしました。

次に、「中学校における英語検定5級への補助制度の成果と課題、また英語検定3級の目標達成率」を問う質問がありました。見附市の英語検定5級の受験料補助事業は、中学1年生を対象とし平成28年度から始めた事業であること。受験率が初年度の47%から令和2年度の67%へと年々上昇してきており、合格者割合も毎年80%以上となっていること。また、中学校3年生の英語検定3級以上を取得した人数が平成28年度の19人から直近の令和3年度で89人と確実に増え来ていることから生徒たちの英語能力の向上に一定の効果があったものと理解していることを説明いたしました。

課題としては、3級以上の生徒50%という国が目指す目標値に対して、市内の中学3年生の合格率が29.1%と目標値に届いていないこと。また、対策としては、ALTやICT機器を活用し、生徒たちの英語への興味関心を高めながら学力向上に向けた授業改善を進めていくことを説明いたしました。

次に、「見附小学校学校図書購入事業基金の一部処分について、前教育長より前

向きな答弁があったが、その後活用に向けた具体的な検討があったのか」という質問がありました。

令和3年6月に創立150周年事業実行委員会からのお招きをいただき基金の設立経緯や目的、寄付者の思いを説明してきたこと。また、市議会で説明したとおり、図書購入費や備品購入・修繕の経費については、学校の要望に応じて毎年予算化していることから今すぐ基金を処分する状況にないこと。また、ひとたび基金を取り崩せば、以降の子ども達へ基金の恩恵を提供できなくなる可能性があることから十分議論を頂きたいことを説明しました。その後、実行委員会から要望や提案は来ていませんが、提案があれば真摯に対応していきたいことを答弁いたしました。

以上でございます。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告2「令和3年度 高等学校進学状況（令和4年3月卒業生）について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

令和3年度高等学校等進学状況について、ご報告させていただきます。

令和3年度は、中学校卒業生306名中305名の進学が決定しました。進学を希望しない1名は、在家でコンピュータを使った仕事をしたいと考えおり、今後は見附市健康福祉課 検診・予防係を通して、「三条サポステ」と連携する予定です。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

次に、報告3「令和4年度 新採用・転入教職員面識会の開催について」を学校教育課長より報告願います。

学校教育課長

令和4年度見附市新採用・転入教職員面識会を、4月12日(火)午後3時20分より見附市文化ホールアルカディアの小ホールにて開催する予定です。見附市教職員として職責を果たすことを誓う契機とするとともに、見附市の概略と学校教育の基本方針について理解を進め、転入職員と市長及び市教委関係者、転入者同士の面識、交流を図るために開催するものであります。教育委員の皆様よりご出席いただけますよう、お願い申し上げます。

以上です。

教 育 長

只今の報告に対して、ご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

齋 藤 委 員

例年より開始時間が遅いと思いますがなぜでしょうか。

学校教育課長

コロナ感染状況が収まっていませんので、充分換気対策を行ったうえで、長時間にならないよう開催時間を短くし、各学校の様子が分かるように工夫して実施するものです。

齋 藤 委 員

では、内容的には例年と変わらないということでしょうか。

学校教育課長

例年と変わりません。

教 育 長

ほかにご質問はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、以上で報告事項を終了します。

教 育 長

それでは、日程第3、議第14号「専決処分について（教職員人事の内申について）」並びに、議第15号「専決処分について（職員人事の内申について）」を議題といたします。

本2案につきましては、既に専決処分された議案ではありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きに規定する「人事に関する事件」に該当しますので、本議案の審査は「非公開」にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

従って、本2案の審査は「非公開」とすることとし、審査を進めることとします。

事務局は、議事録の調整につき、対応をお願いします。

----- ここから非公開審議 -----

----- ここまで非公開審議 -----

教 育 長

ここで、非公開と決定しました議第14号及び議第15号の審議が終了しました

ので、これより公開審議となります。

教 育 長

次に、議第16号「公民館長の任命について」を議題とします。

まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第16号「公民館長の任命について」ご説明いたします。

現 葛巻公民館長の澁谷隆司さん、新潟公民館長の加藤久夫さん、今町公民館長の高橋博章さんの3名から、一身上の都合により辞職願が提出されたため、見附市公民館条例第3条の規定により、新たに葛巻公民館長に阪田和栄さん、新潟公民館長に小師一夫さん、今町公民館長に金子典子さんの3名を各地区の公民館長として任命するものでございます。なお、令和4年4月1日から就任するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第17号「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます。

まちづくり課長

議第17号「見附市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、「見附市公民館条例第14条」の規定により、20名の委員を委嘱するものでございます。なお、任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第18号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題とします。まちづくり課長に説明を求めます

まちづくり課長

議第18号「見附市社会教育・スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明

いたします。

現在委嘱しております同委員が3月31日をもって任期満了となることから、「見附市社会教育・スポーツ推進審議会設置条例第3条」の規定により、14名の委員を委嘱するものです。

なお任期は、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第19号「見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。学校教育課長に説明を求めます。

学校教育課長

議第19号「見附市立見附特別支援学校における医療的ケア実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」ご説明します。

改正の理由でございますが、本要綱を見附市立見附特別支援学校から見附市立学校全てにおいて適用し、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境を整備するものでございます。加えて、学校教育法施行規則の一部を改正する省令（令和3年文部科学省令第37号）において、学校において看護資格を有し、医療的ケア児の世話又は診療の補助に従事するものの職務名称が「医療的ケア看護職員」と規定したことにより、要綱にある「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に名称変更するものでございます。

条文についてご説明します。

題名を見附市立学校における医療的ケア実施要綱に改め、第1条中「見附市立見附特別支援学校」を「見附市立学校」に、「見附特別支援学校」を「学校」に、「看護師」を「看護師等」に、「看護師」を「医療的ケア看護職員」に改めます。

第2条中「第3条」を「次条」に改め、第5条第2項第9号、第6条、第7条第1項第4号及び第2項並びに第8条第2項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改めます。

第9条の見出し中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改め、同条第1項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に、「見附特別支援学校」を「学校」に改め、同条第2項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改め、同条第3項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に、「雇用手続き」を「任用手続き」に改めます。

第10条第1項中「見附特別支援学校」を「学校」に改め、同条第2項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改め、第11条中「見附特別支援学校」を「学校」に改め、第12条第1項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改め、同条第2項中「見附特別支援学校」を「学校」に改め、第13条第1項中「学校看護師」を「医療的ケア看護職員」に改めるものでございます。

附則におきまして、この要綱は公布の日から施行するものでございます。

以上です。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第20号「見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第20号「見附市病児・病後児保育室事業及び一時保育等事業利用者支援補助金交付要綱の制定について」を説明いたします。

制定の理由でございますが、現在、見附市が実施する公立の病後児保育や一時保育等の利用については、見附市子育て応援カードの提示で利用者負担金の半額を減免しているところです。

令和4年に入り、私立の保育施設2園において、病児保育、病後児保育を開始する動きがあることや、私立園が一時保育事業に積極的に取り組むことは、利用する保護者においては、地域ぐるみでの大きな子育て支援策のひとつであると考えます。

私立園に対して、市から利用料減免分の補助をすることにより、保護者は、子育て応援カードの提示で公立の施設を利用する場合と同様に、園が利用料の減免をし、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

それでは、条文について説明します。

第1条につきましては、本要綱についての趣旨、第2条は補助金の交付対象者について、第3条は補助対象経費について、第4条は補助金の額を定めてあります。第5条は補助金の交付の申請について、第6条は、補助金の交付決定についてを定め、第7条は実績報告について、第8条は交付決定の取消し及び補助金の返還についてを定めてあります。第9条でその他として、この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるとしたものであります。

附則におきまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第21号「見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第21号「見附市一時保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、公立保育園で実施している一時保育事業のうち土曜日については実施しないものとするための改正であります。

近年では、保育・幼児教育の無償化により未就園児が減少し、一時保育事業自体の利用が少なくなっていることに加え、土曜日においては、令和2年度、3年度については2年連続で利用が皆無の状況にあることから、土曜日の一時保育については、保護者のニーズがなく一定の役割を終えたものとし、公立保育園での一時保育事業は、平日のみの実施とするものでございます。

条文について説明いたします。

第5条本文中、「保育時間は」を「保育時間を」に、「平日は」を「平日」に改め、「とし、土曜日は午前8時30分から12時30分まで」を削り、同条ただし書中「ときは」を「場合」に改めます。

附則としまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第22号「見附市私立保育園障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」並びに、議第23号「見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」の2案を一括して議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第22号「見附市私立保育園障害児保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、私立園で実施している障害児保育事業につきまして、現在の要綱では、私立保育園を対象に補助金を交付していますが、幼保連携型認定こども園についても補助金の交付対象に加えるものであります。その他、文言整理をあわせて行うものであります。

条文について説明いたします。

題名を見附市私立保育園等障害児保育事業補助金交付要綱に改めます。

第1条中、「に欠ける」を「を必要とする」に改め、「の保育園」の次に「及び認定こども園」を加え、「私立保育園」を「私立の保育園及び認定こども園」に改めます。

第2条の見出し中「対象保育園」の次に「及び認定こども園」を加え、同条中「交付対象保育園」の次に「及び認定こども園」を加え、「第35条第4項」を「第39条第1項及び第2項」に、「私立保育園」を「私立の保育園及び認定こども園」に改

め、「いる保育園」の次に「及び認定こども園」を加えるものでございます。

第4条第2項中「私立保育園」を「私立の保育園及び認定こども園」に改めます。

附則としまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議第23号「見附市特別保育事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、私立園で実施している特別保育事業につきまして、現在の要綱では、児童福祉法の認可を受けた社会福祉法人等を対象に補助金を交付していますが、新潟県特別保育事業実施要綱では、学校法人等も対象にしていることから、県の要綱に合わせるための改正をするものであります。

条文について説明いたします。

第3条中、「児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の認可を受けた社会福祉法人等が」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条及び第3条に規定する施設が」に改めるものでございます。

附則としまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本2案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本2案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第24号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第24号「見附市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、小学生の放課後や長期休業時に児童をお預かりしている放課後児童クラブは、近年、共働き等で保護者の需要が高まっております。児童数が増加し、特に保護者からのニーズがある葛巻小学校区において、二か所目の放課後児童クラブを葛巻地区ふるさとセンターの一部を借用し、令和4年度の新学期にあわせて新規に開設するため、別表に当該放課後児童クラブの名称「ひだまりキッズクラブ」並びに、実施場所「見附市反田町2480番地」を加えるものであります。

附則としまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第25号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第25号「見附市妊娠・出産包括支援事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、本実施要綱に規定する支援事業のうち、産後ケア事業のヘルパー型につきましては、見附市がシルバー人材センターに委託し実施しています。利用者からは市がシルバー人材センターに委託する額の1/2の額を自己負担額として市に納めていただいています。

このたび、令和4年4月1日からシルバー人材センターの委託単価の改定に伴い、自己負担額の改正をするものでございます。

条文について説明いたします。

第10条第2項第3号中、「520円」を「535円」に改め、様式第4号におきましても同様に改正するものでございます。

附則としまして、この要綱は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありますか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第26号「見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第26号「見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、保育士・幼稚園教諭等及び放課後児童支援員等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取り組みを行うことを前提として、国において、令和4年2月から収入を3%程度（月額9千円程度）引き上げるための措置を実施する交付金が創設されました。

このことから、当該交付金を活用し事業者へ補助金を交付するため、見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の一部を改正するものであります。

条文について説明いたします。

第1条中、「保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む私立保育園（以下「保育園」という。）」を「新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の賃

金改善を実施する事業者」に改め、「。以下「規則」という。」を削るものであります。

以下、説明する条文の順番が前後しますが、概要について説明させていただきます。

第3条及び第4条におきまして、現要綱に規定している、平成26年5月29日通知の国の事業実施要綱を令和4年1月14日付けの国の交付要綱に基づく事業に改めるものです。

第10条を第11条とし、第2条から第9条を1条ずつ繰り下げ、本補助金の交付申請者を事業者とするための改正等を第4条から第10条まで行います。第1条の次に、(定義)として第2条を加え、改正後の本要綱においての用語の定義を定めるものでございます。

また、別記様式第1号から様式第5号までを改めるものでございます。

附則としまして、この要綱は、公布の日から施行し、改正後の見附市保育士等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱の規定は、令和4年3月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第27号「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」を議題とします。こども課長に説明を求めます。

こども課長

議第27号「こんにちは赤ちゃん給付金給付事業実施要領の一部を改正する要領の制定について」を説明いたします。

一部改正の理由でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応による見附市の支援策として、令和2年度、3年度の2年間に渡り実施してきた給付金給付事業を、令和4年度も継続して実施するために所要事項を改めるものでございます。

条文について説明いたします。

第2条中、「令和3年4月2日」を「令和4年4月2日」に、「令和4年4月1日」を「令和5年3月31日」に改めることにより、令和4年度生まれのお子さんを給付対象児として規定するものであります。

附則としまして、この要領は、令和4年4月2日から施行するものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

小 林 委 員

改正になった生年月日が、改正前は4月1日までで、改正後は3月31日までに
なる理由を教えてください。

こども課長

令和3年度につきましては、学年という括りにしていましたので、令和4年4月

1日生まれまでを対象にしております。令和4年4月1日生まれのお子さんは、令和4年度予算で計上しています。

今回、令和4年度につきましては、令和5年3月31日までになっている、というご質問だと思いますが、国のコロナ対策の臨時交付金を使う都合上、国の事業は当該年度で終わらなければならない決まりがありますので、この度の要領については、一旦令和5年3月31日までという規定をさせていただき、その後、市の単独事業として4月1日の子どもを対象とするかについては、このあとの判断にさせていただきたいということです。

教 育 長

ほかにご質問はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

次に、議第28号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。教育部長に説明を求めます。

教育部長兼教育総務課長

議第28号「見附市教育委員会職員の職名に関する規則の一部を改正する規則の制定について」説明いたします。

改正の理由でございますが、令和4年4月1日付の人事異動にあたり、教育委員会に配置する予定の職員の職名のうち、規則にないものを追加するものでございます。

条文について説明いたします。

別表中の「主任（）」の次に「管理栄養士、」を、「司書」の次に「管理栄養士」を加えるものでございます。

附則におきまして、この規則は交付の日からとするものでございます。

以上でございます。

教 育 長

只今の説明に対して、ご質疑はありませんか。

(各委員から「ありません」の声あり)

教 育 長

ないようですので、質疑を終結いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(各委員から「異議なし」の声あり)

教 育 長

ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

教 育 長

以上で本日提出されました議題の審議は全て終了しました。

これで令和4年第2回見附市教育委員会定例会を閉会いたします。

15時00分閉会

以上、会議の大要を記載し、その内容に相違ないことを証するため、教育長及び

議事録署名委員ここに署名する。

教育長

渡邊 茂夫

議事録署名委員

齋 不 可 奈 子